

平成19年度 国立大学法人岡山大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 1 教育開発センター、各学部、各研究科は、教養教育・学部専門教育・大学院教育における「課題探求能力と課題解決能力の習得」、「総合的・的確な判断力を涵養する教育体系の確立」、「高い倫理性と広範な国際性の習得」を推進し、その実施状況をとりまとめて教育開発センターに報告する。
- 2 教育開発センター教育評価委員会を中心に、上記報告に基づき、実施状況を検証する。
- 3 入試成績データ、学業成績データ、就職等データ、授業評価アンケート、入学時・後アンケート、卒業時アンケートその他これまで教育の成果・効果を検証することを目的として実施してきた各種の調査について報告書を作成し、外部評価機関、卒業生・外部有識者による教育評価等の外部評価の計画を立てる。
- 4 学生による授業評価アンケートを引き続き実施し、これまでの分析法を再検討し、授業改善に結びつけるより有効な方策を策定する。授業公開とピアレビューについて、これまでの問題点の分析を行い、有効な活用策について検討する。
- 5 教育開発センターを中心に、引き続き、入試成績、学業成績のデータ収集・分析を行うとともに、企業・団体等に対する教育の成果・効果に関するアンケートを実施し、分析する。
- 6 各学部は、引き続き、策定した教育の到達目標達成のためのカリキュラムの改善・整備を行い、その結果をウェブ等により社会に公表する。
- 7 学習達成度の把握と学習支援の充実を図るため、教育開発センターFD委員会を中心に、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度の平成20年度導入に向けて検討する。
- 8 引き続き、教育・学生支援機構において、1学年から3学年までの学生（6年課程にあっては、1学年から5学年）を対象に、成績優秀学生の学長表彰を行う。
- 9 キャリア支援室と各学部を結ぶ「キャリア支援等連絡会議」について、検討

- 内容の範囲や、あり方等を検討し、整備する。
- 10 各学部において、卒業後の進路について分析し、教育内容との整合性についての検討を実施するよう依頼する。
 - 11 平成18年度に引き続き、岡山県経営者協会等の協力を得て、インターンシップの充実を図るとともに、全学対象の新たなインターンシップ先を開拓する。
また、休業期間を利用して、文法経同窓会東京支部会の協力を得て首都機能体験学習を実施する。
 - 12 学生支援センターキャリア支援室は、生協に委託している資格取得関連講座等について、生協担当者等と定期的に話し合う機会を設け、合格率向上のための評価・点検体制を構築する。
 - 13 学生支援センターが中心になり、各学部において、引き続き、進路指導体制の整備・充実を図るとともに、学生支援センターキャリア支援室との連携のもと、学生の進路・就職状況等の把握方法の検討及び未内定者への支援方法等について協議する。併せて、Web管理部門等の強化を検討する。
 - 14 個々の学生に応じたきめ細かい支援を強化するため、キャリア支援室はキャリアアドバイザー等の年間を通じた配置に努める。
 - 15 センター化に伴い、学生に対するキャリア支援関連情報を整理し、進路・就職ガイドブック等の内容の刷新、配布する学年、時期、方法等を検討する。
 - 16 キャリア教育やインターンシップの実施が、就職活動、就職率にどのように反映しているのかを各学部からの情報や学生からのアンケート等を通じて検証する。
 - 17 キャリア支援に対する同窓会との連携を強化するため、東京、大阪、岡山の（若手）同窓生によるプロジェクトチームを組織する。
 - 18 国際センターと連携して「留学生に対するキャリア支援」について検討を始める。
 - 19 キャリア教育については、キャリアデザインⅢの開講について検討を開始する。
 - 20 学生支援センターが中心になり、学生相談、キャリア支援、ボランティア活動、休学・退学学生への対応等各関連するセンターとの連携を強化する。

[学士教育]

i (教養教育)

- 21 教育開発センターを中心に、引き続き、生涯にわたる学習習慣の形成、課題探求指向性の獲得、専門教育の学習に耐え得る基礎学力の習得、必要十分な情報処理能力の習熟の4点について、教育内容・教育実施体制・教育環境を点検し、改善・充実を図る。
- 22 社会倫理に調和した自我の確立（人格形成）に向けては、教育開発センター及び学生支援センターを中心として、ボランティア科目など学生の自主的活動を取り入れた授業科目を拡充する。
- 23 生涯にわたる学習習慣の形成に向けて、教育開発センターを中心に、授業時間外の指導体制と自主的学習環境の点検・調査を行い、その改善・充実を図る。その一環として、教育開発センターFD委員会において、これまでに確立した成績の素点開示と学生の自己モニター制のより有効な活用のための方策を検討する。
- 24 課題探求指向性の獲得に向けて、教育開発センターを中心に、演習型・チュートリアル型等の双方向的授業や主題科目の実施状況を調査し、必要に応じて、改善・充実を図る。
- 25 専門教育の学習に耐え得る基礎学力の習得に向けて、教育開発センター教養教育管理委員会において、各学部における専門教育との関連や全学的視点に基づいて、教養教育における授業科目の選定、整理を行う。
- 26 必要十分な情報処理能力の習熟に向けて、教育開発センターと各学部が協力して、各学部の責任で実施している情報処理科目の実施状況とその教育効果を調査・点検し、また、IT活用教育の実態を調査し、必要に応じて、改善・充実を図る。
- 27 人権及び異文化に対する理解に向けて、主題科目や個別科目、外国語科目、留学生にかかわる授業科目の実施や留学生支援活動などを通じて、充実を図る。
- 28 教育開発センター教育評価委員会は、関係各委員会と連携しながら、履修状況と教育成果の関連を分析し、教育成果の検証方法を開発する。
- 29 教育開発センターにおいて、引き続き、授業担当教員並びに担当コマ数の確認及び開講コマ数、授業方法、成績評価基準等の調整を行う。
- 30 教育開発センターにおいて、引き続き、履修状況と教育成果の関連を点検・評価するための基本的観点を確立し、検証方法を定める。

31 外国語教育センター英語系では、従来のプレースメントテストを廃止し、TOEIC-IPを導入する。これにより新入生の英語授業（ネイティブ）を多段階習熟度別クラス編成で実施する。基準点以上の者には、点数に応じて英語授業（ネイティブと種目別英語）の単位認定を行う。

上記に加え、e-learningの導入を検討する。また、入学前英語教育の支援を行うとともに、学部・大学院の相互乗り入れ制度を検討する。

32 外国語教育センターは、ネイティブスピーカーによる授業のさらなる充実を図ると同時に、日本人教員による授業との有機的連携を強めることによって、学習者が「話す、聴く、読む、書く」の4技能にわたるバランスのとれた外国語運用能力を習得できる指導体制を確立する。

同センター英語系では、英語副専攻学生用に英語特別演習（セミナー・リサーチプロジェクト）を開講する。併せて、副専攻履修希望者を増やす方策を検討する。

また、初修外国語系では、ドイツ語・フランス語を中心に、副専攻コースと中級授業との関連性・整合性を高め、初級修得後のさまざまなニーズに応える。大学院教育においても専門学習のための基礎知識としての初修外国語教育の場を提供する。

33 教育開発センター教養教育管理委員会を中心に、専門基礎科目を含む専門教育科目を教養教育科目として他学部へ開放するとともに、各学部の専門教育に対応する授業科目を体系的に開講するための検討を行う。

ii（学部専門教育）

34 各学部は、それぞれの専門分野におけるコアとなる専門知識を明示した独自の積み上げ式教育プログラムを作成し、当該プログラムにおいて社会が要請する人材としての学識、特に専門家として卒業時に獲得することになる具体的な学識を明示することとし、それを教育開発センターへ報告する。

35 各学部は、それぞれの専門分野の学習成果を国際社会で駆使し得る外国語によるコミュニケーション能力の習熟を図るカリキュラムを整備し、整備状況と学生の習熟度についての実績を教育開発センターへ報告する。

36 教育開発センターFD委員会において、成績評価の厳密性に重点を置いたより統一的な成績評価基準の策定について検討する。シラバスにより具体的な授業内容と成績評価基準を盛り込むための方策を検討する。

37 各学部は、引き続き、専門分野でのコアとなる専門知識の習得のため、必要に応じて、TAを活用し、教育体制の充実を図る。

38 各学部は、教育成果の向上のため、必要に応じて、学生が学習状況を自己モニターできるための指導体制の充実を図る。

【大学院教育】

39 教育開発センターを中心に、英語力や情報処理能力など大学院教育の基盤をなす大学院共通科目の開講を進めるとともに、学部教育と大学院教育との接続を円滑にする教育システムを整備する。

40 教育開発センターを中心に、大学院に関する業務を統括し、大学院業務全般を改革しつつ推進していく組織を早急に設置する検討を進める。

41 アドミッションセンターを中心に、全学的立場から、各研究科の入学者選抜方法に関して適正に実施されているかの調査を行う。

42 全学大学院教育改革推進委員会を中心に、以下のような人材の育成・養成に向けて、大学院制度の改革プラン及び大学院教育の実質化の方策を提案する。

- ・ 幅広い文化知識，複合的な視野，豊かな人間性を備え，伝統文化や自然環境の保全等と高度産業社会の発展を調和させ得る知識人の育成。
- ・ 高度な教育実践能力を有する教育専門職の養成。
- ・ 人類の持続的な発展を支える高度科学技術の発展に主体的に貢献し得る人材の育成。
- ・ 生命科学に関する高度の専門知識と広範な学際的知識を身につけ，かつ社会性，倫理性を備えた医療人，研究者の養成。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

1) アドミッション・ポリシーに関する具体的方策

43 岡山大学が求める資質を持つ入学者の獲得及び志願者増を目指すための戦略的な広報を行い，その結果の検証を行う。

また，入学者選抜方法の単純化と統一化を図り，受験生及び進路指導者にわかりやすい入試を目指す。

44 スポーツ教育センターは，アドミッションセンターの協力のもと，「岡山大学の教育と入試説明会」において，学生と協働で課外活動紹介を企画・運営し，戦略的な広報活動を行う。

45 教育開発センターを中心に，引き続き，高校教育と大学教育の連続性を確保するために，高校教育と大学教育の密接な連携を図る。

46 入試データ，入学時アンケート及び教務データを結合したデータベースを作成し，どの入試を受けて入学したか，選抜制度別の分析が行えるようにし，A0

入試の有効性を検証する。また、実施学部が受験生の能力・適性を正当に評価し、質の高い学生の確保ができるよう情報の提供を行う。

47 マッチングプログラムコースに、学問に加えスポーツ競技能力の高い学生の入学を促し、多様な進路のとれる体制を整える。

48 教育開発センターは、各学部及び学務部と連携して、学生の学部・学科に対する適合や休学・退学理由を調査するとともに、それを踏まえて、入学後の進路変更に対応する体制を整備する。

2) 教育課程に関する具体的方策

49 各学部におけるカリキュラム改正を検証し、積上げ式カリキュラムの実施状況を調査し、未実施の学部については、実施していない理由等を付した報告書を作成する。

50 教育開発センターは、教養教育のあり方検討委員会の答申を踏まえ、専門教育科目を教養教育として開講することを推進する。

51 教育開発センターを中心に、引き続き専門教育科目を学部間で相互開放する体制を構築するとともに、副専攻制の整備と充実を図る。

52 教育開発センターを中心に、引き続き、学士及び大学院教育の役割と位置付けの明確化を図り、大学院課程及び学士課程の開講科目と教授内容を点検し、大学院課程と学士課程の有機的連携を深める方向で、カリキュラム改革を進める。

53 大学院博士前期課程早期修了による博士後期課程への進学を全学的に整備する。

54 学生支援センターにおいて、社会人基礎力に関するアンケートを集計し、キャリア教育に反映する。また、若手同窓生から、外部組織の教育資源活用に関する意見を聴取する。

55 民間企業、官庁、NPO等の外部組織の教育資源を活用するための制度を提案する。

56 NPO法人「桃太郎夢クラブ」や陵門体育会と連携し、課外活動指導及びスポーツ実習E、Fを担当する。また、総合型地域スポーツクラブや地域指導者と連携した教育体制を推進する。

3) 教育方法に関する具体的方策

- 57 教育開発センターを中心に、教養教育及び各学部の専門教育について、授業評価アンケート集計に基づいて、1クラス当たりの人数や授業形態（講義、演習、実験・実習・実技等）ごとの教育成果についての調査結果をとりまとめ、公表する。
- 58 教育開発センター教育評価委員会は、FD委員会と連携しながら、授業規模・授業形態と教育成果の関連を分析し、教育改善を促す。
- 59 教育開発センターFD委員会において、学部教育における少人数・対話型授業の実施状況を調査し、積極的な導入の方策を検討する。
- 60 教育開発センターにおいて、TA・RA制度の趣旨に基づき、部局等の実態を踏まえた経費配分と執行、任用に向けて制度の充実を図る。
- 61 教育開発センターIT活用教育委員会、総合情報基盤センター、及び附属図書館などと協力し、社会文化科学研究科などが先行的に導入しているe-Learningシステムの利用拡大を図り、学内外にe-Learning授業を発信する。
- 62 IT活用教育委員会の委員を広く学部、研究科から選出し、IT活用教育について全学的な検討を行う。また、IT活用教育委員会の下部組織としてe-Learning支援室を設置し、IT活用教育導入のサポート体制を整備する。
- 63 全学のe-Learning設備の設置状況、利用方法等について「利用の手引き」のパンフレットを作成するなど、e-Learning利用の啓発に努めるとともに、e-Learning機器利用のための講習会を開催する。
- 64 外国語教育センターと協力して、語学学習のe-Learning化を全学的規模に拡大する。語学自習室だけでなく学内のパソコンであれば語学学習ができるシステムを導入する。また、総合情報基盤センターと協力して、情報処理教育にe-Learningを導入することを検討する。
- 65 教育開発センターを中心に、引き続き、大学コンソーシアム岡山へ単位互換科目を提供する。
- 66 教育開発センターを中心に、民間企業・官庁等の外部組織との連携の実態調査を踏まえ、外部組織との連携の一層の推進を図る。
- 67 教育開発センターFD委員会において、授業規模・授業形態と教育成果の関連についての分析を踏まえ、優れた課題探求能力を育成する上で、効果的な教育

内容及び教授法に関し提案する。

68 各学部は、引き続き、学生支援・指導体制の整備・拡充を図るとともに、成績不振等の学生に対して指導を行う。

69 キャンパス情報の基盤を充実するとともに、語学や情報処理などを始めとして、学生が日常的に自学自習し得る学習環境を整備する。

4) 成績評価に関する具体的方策

70 各学部においては、引き続き、全ての開講科目について到達すべき学習目標と成績評価基準と評価方法をシラパスに明示し、その厳格な適用を図る。

71 教育開発センター教育評価委員会として、教育の成果の公表の具体的内容と範囲を検討し、決定する。

【大学院課程】

1) アドミッション・ポリシーに関する具体的方策

72 大学全体としての教育目的・教育目標に基づく入学者受入方針を公表するとともに、適正な入学者選抜方法についての見解を取りまとめる。

73 各研究科における入学者受入方針、入学者選抜方法を集約して検討し、大学全体として整合性のある制度に向けて改革を進める。

2) 教育課程に関する具体的方策

74 各研究科における開講科目とカリキュラムの状況を調査し、大学院教育の実質化に向けて授業内容を見直し、コアカリキュラム確立に向けての改革を推進する。

75 各研究科は、学問の進展と時代状況の変化に対応できる柔軟なカリキュラムを構築するとともに、学際性、応用力、実践力を養うための開講科目の整備を行う。

3) 教育方法に関する具体的方策

76 各研究科は、ピアレビュー等のFD活動などにより教育内容の精選と先進化を図り、すべての開講科目について、厳格な成績評価基準とともに、授業内容をシラパスで公開する。

77 各研究科は、引き続き、教育方法、教育内容において一層の国際化を推進するため、英語による授業の拡大を図る。

78 各研究科は、引き続き、国際水準の教育を展開するために、国内外の教育研究機関と連携し、教育研究の交流を促進する。

79 各研究科は、引き続き、交換プログラム等により本学学生が国外の大学へ留学する場合の準備教育を必要に応じて充実する。

4) 成績評価に関する具体的方策

80 各研究科は、全ての開講科目について成績評価基準と方法をシラバス等に明示し、厳格に適用する。

81 各研究科は、平成18年度に策定し公表した学位論文の評価基準の適正性とその基準に従ってなされた客観的で厳格な学位審査の実施状況を検証する。

82 各研究科は、引き続き、自立した研究者・技術者を育成するための各研究科の取組状況を調査し、情報の共有化を図るとともに、アンケート結果の分析を通して問題の洗い出しを行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教員組織編成に関する具体的方策

83 教育を主業務とする「教育研究組織」と研究を主業務とする「プロジェクト研究組織」に分離する教員組織再編方針に基づき、企画・総務担当理事，教育・学生担当理事，学術研究・情報担当理事及び財務・施設担当理事等の関係役員によるワーキングを立上げ，教育目的，教育課程等の再構築の推進についての具体的方策を作成する。

2) 教育環境の整備に関する具体的方策

84 学生の自主学習の推進に必要なハード，ソフト両面の環境についての現状を調査し，これを踏まえて，引き続き，各学部と連携して，学生の自主学習推進のための環境整備を継続的に実施する。

85 各学部は，引き続き，学生の自主学習推進のための環境整備を実施する。

86 附属図書館は，平成18年度に引き続き，総合情報基盤センターによって配備された教育用情報端末を，情報リテラシー教育等に活用する。また，シラバス掲載図書等の学生用資料を体系的に収集する他，ライブラリー・アワー等，講義に直接関連する自習環境を含む学生の学習環境の整備を図る。

87 電子図書館機能の基礎となる目録所在情報の充実策としてカード目録画像データベースを構築し，画像及び検索キーの作成済みの部分から公開するとともに検索キーの入力を進める。

88 総合情報基盤センターは、情報取得のシームレス化を行うため無線LANを設置する他、安心安全な学内ネットワーク実現のため情報セキュリティポリシーに準拠したマニュアルを整備する。また、迷惑メール対策ソフトのメンテナンスを継続し、本学の教育・研究・事務環境を保持する。

3) 教育の質の改善に関する具体的方策

89 平成19年度から実施される教員人事評価と、平成16年度に開始した教員の個人評価での評価方法等に関して、その課題等を整理し、発展的に融合させた教員活動評価制度の構築を検討し、その中で、教育評価基準等について検討する。

90 教育開発センター教育評価委員会を中心に関係各委員会と連携しながら、大学・学部・研究科の自己点検評価、第三者評価、授業評価アンケート、教員の個人評価など各種の調査を活用することにより、教員の教授能力の効果的な評価方法を構築する。

91 教育開発センター教育評価委員会を中心に、教員の教育についての取り組み強化に向けて、上記の評価方法に基づく評価結果を教員にフィードバックする仕組みを検討する。

4) 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

92 教育開発センターFD委員会において、FDに関するシンポジウム、セミナー等を引き続き定期的に開催し、シラバス、教育内容と成績評価の透明性・厳格性など授業改善について全学的に議論する場をより積極的に提供する。

93 教育開発センターFD委員会において、各学部におけるFDの取り組みをより積極的に推進するシステムについて検討する。そのための一つの方法として、学生・教職員教育改善委員会の活動実績の報告書を作成するとともに、これを踏まえて、学生・教職員教育改善委員会の取り組みを学部専門教育に広げることを検討する。

5) 全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

94 地球物質科学研究センターは、全国共同利用施設として固体地球科学分野における教育研究等のため集中配備した世界トップレベルの研究設備を当センタースタッフの指導の下で、国内外からの研究者・学生等に利用させ、技術的支援と併せ国際的環境下での教育を引き続き行うとともに、新たに設置された大学院博士後期課程地球物質科学専攻において、充実した大学院教育を実施する。

95 年度計画番号61～64におけるe-Learningシステムの構築に連動しながら、学部・大学院における他大学との共同教育を推進するために使用できる既存の機

器・設備等を活用するための方策を，PRの方法も含めて，提案する。

96 教育開発センターを中心に，教養教育について各学部にとって必要な基本的授業内容を提供するためのしくみを作るとともに，大学院実質化に向けて各研究科にとって必要な共通教育体制を構築することに向けて検討する。

97 教育開発センターを中心に，学内共同教育を充実させる方策を提案する。

6) 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

98 各学部は，中期計画に掲げる「生涯にわたる学習習慣の形成」「課題探求指向性の獲得」「基礎学力の習得」実用的な外国語能力の習熟」「情報処理能力の習熟」が専門性を備えた人材の育成の前提をなすという観点から，それぞれの学部の学問的体系性に基づく教養教育の授業科目を教養教育管理委員会に対して提案するとともに，教養教育管理委員会から学科目部会を通して各学部へ要請される，全学的観点からの授業担当を確実に実施する。

99 研究科は，高度専門職業人養成を目指す場合には，そのために必要な教育プログラムを策定し，内容の充実を図る。

100 平成18年度に設置された全学大学院教育改革推進委員会は，研究科における高度専門職業人養成の養成コース又は教育プログラムの改革案作成を促進する。

101 教育開発センターを中心に，副専攻制，マッチングプログラムコース，MOTプログラムの充実を図る。

102 教育開発センターを中心に，卒業生・修了生の学際的分野への進出を継続的に調査する。

103 教育開発センターを中心に，学問の総合化による教育プログラムの実施状況の調査を継続的に実施するとともに，これを踏まえて，全学大学院教育改革推進委員会を中心に，学問の総合化に基づく教育プログラムの策定を推進する。

104 引き続き，社会文化科学研究科と教育学研究科との連携に関して検討を行う。

105 教育学研究科において，専門職学位課程である教職大学院を設置する構想を検討する。

106 各学部は，必要に応じて，日本技術者教育認定機構認証を求める学科の拡

大を図る。

107 各学部は、必要に応じて、各種の国家資格や国際的資格の取得を意図した教育内容・カリキュラムの充実を図る。

108 医師・歯科医師の卒前・卒後教育の実施状況、指導医並びに研修医の評価システムの検証、看護師・コメディカルの卒前・卒後教育の実施状況、臨床薬学教育の実施状況を調査し、調査結果を踏まえて、これらの教育の一層の充実と評価システムの整備を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

109 教育開発センターFD委員会において、これまでに実施してきたアカデミックアドバイザー制の充実による成績不振学生に対する支援効果について分析し、さらに継続して支援体制の充実を図る。

110 教育開発センターFD委員会において、オフィスアワー制、アカデミックアドバイザー制の実施状況を調査し、問題点を整理し、学生指導体制の改善を図る。

111 学生支援センターにおいて、学生のボランティア活動が評価されるための組織のあり方や運営、顧問教員等指導者の役割の検討を進める。

112 学生支援センターにおいて、引き続き、学生生活の利便性を増進するため、サークル活動などの課外活動等を活性化させ、課外活動の単位化を進める。

113 課外活動を支援する施設を整備し、かつソフト面の充実を図る。

114 スポーツ教育センターは、教育開発センターと協力し、スポーツ系サークル活動者を対象としたスポーツ実習を開講し、課外活動の単位化を行い、課外活動の活性化を図る。

115 学生支援センターにおいて、福利厚生施設の設置にふさわしい場所等の調査を行い、管理している部局やキャンパスマネジメント委員会等との意見調整を行う。

116 鹿田地区の食堂拡張整備を早急に計画するとともに、津島地区の環境理工学部・教育学部方面への生協売店出店の場所等について検討を進める。

117 課外活動の支援及び活性化のため、1)スポーツ相談（スポーツ障害、スポ

ーツトレーニング，メンタルトレーニング，栄養，体力測定など）の実施，2）スポーツ講座（講演と実技講習会）の開催，3）学外施設の使用，4）動作戦術分析映像システムの利用を実施する。

2）生活相談・就職支援等に関する具体的方策

118 学生支援センターにおいて，専任教員1名を配置し，相談体制の強化に努め，ピアサポーターの募集・指導を行うとともに，学生相談のための環境を充実させる。

119 学生支援センターを中心に，各学部と学生支援センターキャリア支援室との役割分担を明確にし，相互の連絡・調整を継続的に行うとともに，キャリア教育，インターンシップ，資格取得，就職支援等について，全学的な視点から，プログラムの体系化・明示化を図る。

120 メンタル及びフィジカルヘルスネットワークの運用を開始し，学生の心身上の諸問題を解決し，健康の維持増進を図る。

121 施設企画部は，平成18年から「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行されたことに伴い，平成17年度に策定した基本方針を見直し，実績・緊急性を踏まえ，身障者等のバリアフリー対策工事を，計画的に実施する。

122 学生支援センターにおいて，障害学生の所属する部局等及び指導教員との会合を定期的に行い，学生の要望の把握に努める。

3）経済的支援に関する具体的方策

123 学生支援センターにおいて，法務研究科独自の奨学金制度を今後も継続して実施する。

また，成績優秀学生の授業料免除制度については，当該学生から意見聴取するなどし，改善を図りながら継続して実施する。

4）社会人・留学生等に対する配慮に関する具体的方策

124 国際センターにおいて，引き続いて日本語研修コース，全学日本語コース，日韓コースについて，その授業・カリキュラム・運営方法・教材の改善を図るとともに，留学生の個別指導体制の強化を図る。

125 国際センターにおいて，本学に在籍する外国人留学生に日本の伝統文化を紹介し，理解させることを主眼に見学旅行を実施する。

126 学務部を中心として，各学部における社会人受入れ及び指導体制について，

その問題点と改善策について検討する。

127 教育開発センターは、公開講座、科目等履修生制度を活用して、リカレント教育を推進するとともに、リカレント教育を一層推進するために社会人入学生の受入を拡大するなどの制度的改革を検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指すべき研究の方向性

128 国際的に通用する高度な中核的拠点の形成については、戦略的プロジェクト（各研究科）、重点プロジェクト（学内COE）等の中から本学の果たすべき学術分野を精査し、支援の具体化を図る。

129 国際的に活躍する優秀な研究者や高度専門職業人の養成・輩出、特に、若手研究者について重点的に海外派遣支援を行い、国際的に活躍できる優秀な研究者の養成に努める。

130 新しい研究領域の開拓推進については、戦略的プロジェクト（各研究科）、重点プロジェクト（学内COE）等から選出して支援し、先導的・独創的・学際的な研究へと発展させる検討を行う。

131 基礎研究を基にした、戦略的プロジェクト（各研究科）等の中から重点プロジェクト（学内COE）に選定し、経費支援するとともに、戦略的にグローバルCOE及びその他の競争的資金への応募を積極的に推進する。

2) 大学として重点的に取り組む領域に関する具体的方策

132 重点プロジェクト（学内COE）を継続推進し採択、継続判定、中間評価を行うとともに精選して、グローバルCOEプログラムの応募に向け支援する。

133 21世紀COEプログラムは、重点支援内容の検討を行い、必要に応じて研究環境整備のための経費を支援する。

134 今後の21世紀COEプログラム研究拠点の在り方について検討の場を設ける。

3) 成果の社会への還元に関する具体的方策

135 研究推進・産学官連携機構・産学官連携本部は、その中核である産学官融合センターと連携して、研究情報の積極的な発信と、産学官共同研究支援の強化を推進する。さらに、機構の充実を図るための方策を検討する。

4) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

136 重点プロジェクト（学内COE）は、多面的な評価に基づき結果を分析し、支援する。

（２）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

１）研究者等の配置に関する具体的方策

137 引き続き、公募を原則とした研究者の採用を進め、岡山大学HP上でも公募情報を公開し広く有能な研究者獲得を推進する。

138 研究推進支援専門委員会において、研究活動の活性化及び若手研究者の支援等のための方策を策定する。

２）研究資金の配分システムに関する具体的方策

139 全学経費のうち特別配分経費、部局長裁量経費、教育研究環境整備費の一部を図書館学術情報基盤経費に充当して、学術情報分野のインフラストラクチャーを充実する。また、設備整備マスタープランに基づき研究資金を投入して研究設備の整備を行い、学術分野のインフラストラクチャーの充実を図る。

140 引き続き、岡山大学重点プロジェクト（学内COE）に、全学経費の特別配分経費（学内COE経費）を設け重点的に配分を行うとともに、関連する研究分野にも特別配分経費（戦略経費）により重点的に配分を行う。

141 重点プロジェクト（学内COE）は、学内選考委員会の評価に基づき配分する。

３）研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

142 高額機器の共同利用の促進を地域へ広げ、学外者の利用を推進するとともに、各部局の実施を支援する。

143 電子ジャーナル・データベースの利用分析等を実施し、価格高騰環境下にあっても最も利用度の高い資料を効果的に整備し、学術情報基盤の充実に努める。

144 キャンパスマネジメント委員会の方向性を考慮しつつ、既存施設の有効活用を継続して推進する。

４）知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

145 本学における知的創造サイクルの確立を目指し、量から質への転換を図り、知的財産の発掘を行う。具体的には承継基準の見直しや発明審査委員会の運営体制改善により、技術移転し易いまたは技術移転効果の大きい知的財産の発掘を行う。そのために、引き続き知財フォーラム等により良質な知財の発掘を行う。また、技術移転促進を目指して岡山TLOに発明情報の提供を積極的に行うた

め、大学発研究シーズ説明会を実施する。

5) 研究の質の向上システム等に関する具体的方策

146 重点プロジェクト（学内COE）の研究成果を評価するとともに、研究水準の向上を図る。

147 特別配分経費の学内COE研究支援経費の配分に、学内COE中間評価委員会での評価結果を反映させる。

148 引き続き、個性ある学術的研究を推進するため、特別配分経費に「学内COE経費」、「戦略経費」の枠を設け、重点的な資金配分を実施する。

6) 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

149 地球物質科学研究センターは、これまで蓄積した固体地球科学分野の実績を基に整備した国際共同研究基盤を活用し、21世紀COEプログラムの最終年度である平成19年度は精力的に研究成果を挙げることに努める。

150 地球物質科学研究センターは、最終的には100万気圧の超高压発生を実現するため、「六軸加圧装置」と「下部マントル探査装置」を融合した「下部マントル探査システム」の調整及び実験を行うとともに、同システムにより合成された試料の高空間分解能・高精度な解析を実現するための「下部マントル物質解析システム」の導入を行う。

151 地球物質科学研究センターは、21世紀COEプログラム「固体地球科学の国際研究拠点形成」と特別教育研究経費「地球の起源・進化・ダイナミクスに関する国際共同研究拠点の形成」の目的に沿って全国共同利用研究員、国際共同研究員、外国人Ⅲ種研究員等を招聘することにより研究教育環境を整備し、より効果的に研究活動・人材育成の両面を推進するべく、これまでの研究実績と全国共同利用施設としての経験をもとに、国際共同研究・教育機関へと発展させ、国際的な固体地球科学の共同研究拠点形成を引き続き推進する。

152 研究交流企画課のメールマガジン及びウェブサイトで情報を提供して、共同研究等の参加に関する情報提供を行う。

153 学内外の研究者等との連携を図る体制の強化と研究推進及び産学官連携の促進を図る。

154 研究推進・産学官連携機構は、共同研究等の成果を発信する交流の場を継続的に設置する。

7) 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- 155 大学の研究体制を支える設備機器を効率的に活用するために、さらに利用可能な設備を増やし学外者の利用を促進する。
- 156 設備整備マスタープランに定める保守管理の原則に沿って、その運用の検討を行う。
- 157 キャンパスマネジメント委員会において、研究棟の管理運営に関するマスタープランと将来構想について企画・立案する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 社会との連携、協力に関する具体的方策

- 158 教育開発センターは、引き続き、地域教育機関との連携を進めるとともに、それを強化するための基礎データを分析し、連携強化の方策を検討する。
- 159 研究推進・産学官連携機構・社会連携本部（社会連携センター）では、地域社会のニーズに応えるため、サイエンスカフェやさまざまな分野の相談業務等を実施し、交流活動を推進する。
- 160 岡山市保健所、岡山県南部健康づくりセンターと協働で、スポーツボランティア養成講座（運動普及応援団づくり講座）を開催し、修了者に対するフォローアップ教室も開催する。これらをとおして地域スポーツ指導者の育成と生涯スポーツの振興を図る。
- 161 学術情報部は、平成18年度に引き続き岡山県、岡山市及び本学教員と連携して、池田家文庫絵図を活用した学校教育教材の開発、デジタル画像の貸出及び貴重資料展示会等を実施する他、岡山県立図書館「デジタル岡山大百科」にデータを提供する。
- 162 教育開発センターは、引き続き、市民の生涯学習に対するニーズを汲みとり、具体的企画を提案するために、必要な基礎データを収集・分析し、これを踏まえて、市民の生涯学習推進を図るため公開講座や公開講演等の学習機会を提供する。
- 163 スポーツ教育センターにおいて、スポーツ講座やスポーツ相談室を開放し、スポーツに関する学習及び相談の拠点となる。

2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

- 164 新技術研究センターでは、大学発ベンチャーの育成を行う。また、共同研

究等の推進を図るため、津島地区の共同研究契約等事務の一元化を図り、迅速、柔軟な対応を行う。

165 岡山県からの受託研究として「健康生活支援モデル事業」を行う。また、共同研究としてスポーツやウォーキングのためのシューズを開発研究する。

3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

166 教育開発センターを中心に、引き続き、本学が主体となり県内15大学（大学コンソーシアム岡山）の学术交流・単位互換等を推進する。

167 「スポーツ講座」を「大学コンソーシアム岡山」の単位互換推進に役立てるよう検討する。

4) 国際交流等に関する具体的方策

168 平成19年4月に設置される国際センターを中心に、本学としての戦略的な国際交流を推進する。

169 国際センターにおいて、平成18年度に策定した短期留学プログラム推進のための方策に基づき、具体的なプログラムを実施する。

170 受入れ留学生を対象に先に実施したアンケート調査結果の分析と在学中のEPOK受入れ学生からの体験談を踏まえ、短期留学生プログラムの推進策としてのEPOK科目と日本語科目の適切な運用策をWGで検討し、平成19年度の夏頃までに各方面にその要望を提出する。

171 国際センター連絡会議を機能的に活用し、外国人留学生の受入れに伴う相談・指導に活かす。

また、平成17年度に作成した『留学生受入れ・派遣手続必携』の内容を関係法令等と照合し、適宜修正等を加える。

172 引き続き、研究者・学生を海外派遣する機関を拡充し、海外派遣を推進する。

173 学生の海外派遣の環境整備と語学研修プログラムの更なる拡充を図り、派遣対象地域と学習言語を拡げる具体策を実施する。

174 事務系職員の海外研修制度を強化・充実させ、派遣した職員からの報告等に基づき、制度の検証を行う。

175 ベトナムに設置した海外事務所の活動を本格化させるとともに、活動の強

化・充実を図り、ベトナムの大学との連携交流を推進する。

5) 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

176 引き続き、平成17年度に拡充した国際交流基金の予算額に対応した支援を行い、海外の大学等との連携・交流の活発化を推進する。

177 引き続き、国際援助機関が行う事業への参加を推進するとともに、加えて、平成18年10月に岡山県が中心となって設立された岡山発国際貢献推進協議会にも参画し、国際貢献を推進する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1) 患者中心の人的医療環境の創生に関する具体的方策

178 中央検査部門においては、引き続き患者の検査待ち時間等の短縮を図る。

また、コールセンター設置に向けたワーキンググループを設置し、試行に向けて検討を進める。

さらに、クラークの適正配置を引き続き検討する。

179 外来カルテの電子化を促進する。

次期システムにおいては、診療、医事会計、臨床研究の各部門における連携を念頭に入れた支援システムを構築し、利用者、ならびに患者に負担とならないものとする。

また、医事会計システムに関してレセプトの電子媒体請求が要求されるため、従来の事務処理を早急に見直し、会計処理がよりスムーズかつ正確に行えるようにする。

180 患者中心の医療体制の充実のため、医師、看護師、コメディカルによる事例カンファレンスを定着させる。

実施状況を記録し、各診療科及び看護単位毎に評価する。

また、研修医向けカンファレンスの実施・充実を図る。

181 引き続き、総合患者支援センターは、患者が自らの医療を選択するために必要な情報の学習を支援するため、患者図書室を整備する。

また、総合患者支援センターは、各診療科の協力の下、患者を対象とした社会保障制度の説明会を年に数回程度開催する。

182 総合患者支援センターは、各診療科の協力の下、増加する医療相談に対応しつつ、専門相談体制の整備を引き続き進める。加えて、スタッフの充実を図る。

また、がん診療に関する相談・支援については、腫瘍センターのスタッフと協働する体制を整備する。

183 引き続き、患者の生命・生活機能を支える要因別専門チームの活動状況を把握して、情報交換の場を提供し、チームの質の向上に努める。

また、総合患者支援センターとして病院、保健学科さらには各診療科をまたがる横断的な支援を継続して行う。

184 引き続き、地域医療機関のデータ収集を行い、退院後の後方支援に活用する。また、長期入院患者要因分析結果、各診療科とのヒアリング結果を総合的に分析し、退院支援における病棟部門と総合患者支援センターとの連携を強化する。

185 引き続き、患者サービスの向上に資するための病院ボランティアの意義をセンターのHP等を通じて全学的に広報し、学内外から広くボランティアを募集する。また、一般ボランティア、職能ボランティアに対する研修を定期的に実施する。

186 TV電話機能付携帯電話とネットワーク接続されたTV会議システムを用いた遠隔医療を引き続き推進する。地域拠点医療機関と訪問看護ステーションの活動をこのシステムを用いて支援する。また、総務省SCOPE-Cの予算で、無線LANで操作可能な外付けカメラを携帯電話と併用し、遠隔医療に必要な画像条件の検討を行う。

187 引き続き、包括的・継続的医療とケアのために地域のニーズに対応し得る多様な専門的チームを中心に、回復期リハビリテーション病棟を持つ施設、訪問看護ステーション等と地域医療支援ネットワークの構築を図る。

2) 高度先進医療の提供、先端医療の開発並びに臨床研究の推進に関する具体的方策

188 移植コーディネーターを1名増員し、臓器移植医療を支援する体制を整備するとともに、移植コーディネーターの活動環境を整備する。

189 引き続き、遺伝子・細胞治療センターにて、新規の遺伝子治療や癌ワクチンなどナノバイオ標的医療シーズの臨床開発を進める。特に、科学技術振興調整費『ナノバイオ標的医療の融合的創出拠点の形成』（平成18年度採択）事業における研究開発の中心的拠点のひとつとして、協働企業との連携のもとにナノバイオ・ウイルス製剤を用いた癌の診断・治療や次世代細胞治療に関するトランスレーショナル・リサーチを計画し、岡山大学発シーズの早期臨床展開を目指す。

190 救命救急体制の方針を検討し、関係機関との調整を図り、救急部を救命救

急センターとして地域に責任を果たす救急体制を検討する。

また、開放型病床による周産期医療については、引き続き推進する。

3) 良質な医療人の育成に関する具体的方策

191 卒後臨床研修の必修化に対応するために作成した卒後臨床研修プログラムの充実を図るため、研修プログラムや指導方法及び指導体制等の問題点を抽出し、プライマリケアを中心に見直しを図る。

さらに平成19年度は、効果的・効率的教育指導のための電子システムの導入と改良を図り、充分数（医師30名，歯科医師60名程度）の研修医，研修歯科医の確保を図る。

192 医療従事者に対する心肺蘇生法の教育，その指導者の育成を行ってきたACLSおかやまを発展的に解消し，従来の医療従事者に加え一般市民への心肺蘇生法の教育を実施するNPO救命おかやまとして再出発したことに全面的に協力する。なお，本院はもとより，外の医療機関で主催されるコースにディレクター等として積極的に協力する。

193 地域に根ざす医療人育成のため，

- ・医師卒後臨床研修にあっては，本院を管理型研修病院とする研修プログラムを通じて，協力型研修病院及び協力型研修施設と共同し，より充実した研修を実施するための体制の充実を図る。

- ・歯科医師卒後臨床研修にあっては，本院を管理型研修施設とする複合型研修プログラムにより，地域歯科医療機関22施設（岡山県内13施設，県外9施設）と共同して研修を実施するための研修体制の充実を図るとともに，より充実した地域医療・保健研修の実施に向け，岡山市保健所及び更なる地域歯科医療機関の参画を図る。

4) 効率的・効果的医療環境の構築に関する具体的方策

194 光学医療診療部について，診療可能なスペースの拡大及び診療機能の向上を図る。

195 引き続き病院長期施設整備計画検討委員会において鹿田地区の施設マネジメントを検討し，中央診療棟の計画を継続して行い，医療設備・人的資源の再配置等を含めた概算要求をするための資料の充実を図る。

196 外来棟において患者のためのIC室，待合い室部分についての環境整備を図る。

197 救命救急体制の整備・充実のため，関係機関との調整を図り，救急部を救命救急センターとして地域に責任を果たす救急体制を検討する。なお，救急担

当医師の養成は、継続して実施する。

また、全国の救急医療に貢献する体制の整備・充実を継続して実施する。

198 岡山県の救急医療を担当する医師を育てるため、引き続き医師及び医学生の救急車同乗を行う。

199 患者の紹介、逆紹介の一括管理は、継続して中央で実施する。

また、地域医療支援のネットワークの構築により、地域医療の質的貢献を継続して実施する。

200 画像診断を含む遠隔医療支援については、引き続き利用状況等の検証を行うとともに、さらなる充実を図る。

201 引き続き、患者サービスの改善向上を図るため、退院時患者アンケートなどを通じて、患者のニーズを把握し、サービス改善のためのシステムを評価する。

202 引き続き、医療従事者の質的向上を図るための体制の一助とするため、研修会を実施する。

203 引き続き、岡山県薬剤師会との勉強会及び院外薬局に対する研修・実習を実施するとともに、薬学部の6年制移行に伴う実習生の受入れに対応する。

204 平成 18 年度に看護部において構築したキャリア支援に活用できる人事システムを、個々の看護師に活用し、試行運用する。

205 医療安全管理部職員の活動充実のための役割分担を見直し、兼任の医師（教員）の増員も検討する。

また、診療行為に関するインシデントについて医師の観点から分析、対策立案、評価が行われるような体制を整備する。

206 インシデントレポートは、要因分析などを積極的に行えるものに改善していく。

207 引き続き、医療安全管理に関する指針やマニュアルの整備・充実・改訂を行う。

208 中途採用者（全職種）を対象とした医療安全に関する研修を充実させ、医療安全に対する意識を高める。

5) 病院の管理体制の強化に関する具体的方策

209 平成 18 年度に引き続き、病院長が強いリーダーシップを発揮できるように目標管理 (MBO) の導入に向けて、対象拡大や内容改善を図り、試行実施する。

6) 病院の運営体制の強化、外部評価システムの構築等に関する具体的方策

210 病院機能評価 (Ver. 5.0) の自己評価調査票のうち事務管理者が分担する評価項目について、現認定 (Ver. 4.0) からの変更点を中心に、現状分析及び自己評価を実施する。

211 クリニカルパス推進委員会の下で、クリニカルパスのメンテナンスシステムを検討し、標準化を推進する。

また、全職員参加型のクリニカルパス大会を開催し、意識の高揚を図る。

さらに、急性期病院としての機能が果たせるように地域連携が行えるパス作成について地域医療機関との連携を図る。

7) 医療資源の効率的運用に関する具体的方策

212 継続して、診療科長等会議・病院等連絡協議会等において増収・経費節減についての啓発活動を進めるとともに、病院長ヒヤリング等を通して各診療科に病院の経営状況を周知し、目標の達成を図る。

213 平成18年度に実施した、現状分析のアンケートをもとに、事務の簡素化・迅速化を図るための具体的な検討を行う。

8) 教育の質の向上に関する具体的方策

214 引き続き、NST (栄養サポートチーム) 専門療法士育成のための実地認定教育研究施設として、研修プログラム (講義・実習等) を実施する。さらに、平成19年度は、年度内の資格取得を円滑に行えるようカリキュラムのバージョンアップを図る。

215 引き続き、歯科技工士の卒前・卒後の教育・研修コースを拡充する。特に、歯科技工士の2年目研修のカリキュラムの充実と実施を行う。

また、歯科衛生士室の充実を図るとともに、歯科衛生士の卒前・卒後の教育・研修コースを引き続き充実する。

9) 施設・設備の整備に関する具体的方策

216 新中央診療棟整備に向けて概算要求するための計画案を新中央診療棟WGで作成し、病院長期施設整備計画検討委員会に諮る。

217 新病棟Ⅱ期等の設備について、仕様策定委員会等で検討された購入予定物品の導入を図る。

218 新病棟Ⅱ期の運用等については、ICU・CCU病床の対応、サイン計画等各種運用に関するワーキングにおいて事項ごとに決定し、新病棟開院に向けて実施できる体制を整える。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1) 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

219 教育学部のカリキュラム評価を行い、併せて学生の教育実践力育成を検証するためのポートフォリオを作成する。

2) 学校運営の改善に関する具体的方策

220 学校運営の改善及び活性化を図るため、「附属学校園長連絡調整会議」等の運営組織について、最終案を作成する。

221 教育学部は、学部・附属学校研究発表会、授業公開を引き続き実施し、内容の一層の充実を図るとともに、公立学校並びに地域の教育的ニーズに応じた附属学校の研究成果を提供する。本中期目標期間中に実施した社会貢献等に関して中間検証を実施し、平成20年度以降の実施方策について検討する。

3) 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

222 各附属学校において、入学者選抜の改善について、絶えず検討を行い、必要に応じて対応策を講じる。また、附属小学校及び附属幼稚園の学区について検討を行う。

223 学部との連携により、連絡進学の意味の明確化及び、一貫教育の研究を進めるための検討組織等を設置し、平成20年度を目途にその中間検証をまとめる準備を行う。

4) 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

224 教育学部は、岡山県教育委員会と連携を取りながら、引き続き公立学校教員と人事交流を実施する。このことと合わせて、教員のニーズに照らして専門性・見識等を高めるための研修プログラムを教育学部と各附属学校の連携の中で、各附属学校ごとの研修モデルの原案について、平成20年度実施を目途に検討を行う。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

225 総務・企画部が中心となり、更なる戦略的運営体制の充実を図るために新たに整備した役員政策懇談会及び学長室会議を引き続き運営する。

226 学長の一元管理の下、重点化部署に事務職員を重点配置する。

227 新人事・給与システムの導入に伴い、執行部の要請に機動的に対応できる人事管理システムと事務体制を構築する。

228 トップマネジメントによる戦略的な運営を行うため、学部を越えた全学経費（学長裁量経費・特別配分経費・部局長裁量経費・教育研究環境整備費・予備費）を設け、学長のリーダーシップにより配分する。

229 産学官連携本部は、研究交流部と連携し外部機関と協調して外部予算の戦略的獲得を図る。

230 本学における知的創造サイクルの確立を目指し、量から質への転換を図り、知的財産の発掘を行う。

具体的には承継基準の見直しや発明審査委員会の運営体制改善により、技術移転し易いまたは技術移転効果の大きい知的財産の発掘を行う。そのために引き続き知財フォーラム等により良質な知財の発掘を行う。

また、技術移転促進を目指して岡山TLOに発明情報の提供を積極的に行うため、大学発研究シーズ説明会を実施する。

2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

231 効率的・機動的な意思決定システムと執行体制並びに部局の意見・意向を役員会等に反映させるために設置した岡山大学独自の組織（役員政策懇談会、学長室会議、部局連絡会）を引き続き運営するとともに、部局連絡会の尚一層の充実を図るため、部局等からの議題提案を実施する。

3) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

232 学部長室等を設置する部局において、部局運営の一層の充実を図る場合にあっては、部局の実情にあった学部戦略を実施する。

4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

233 法人化とともに構築した事務体制について、より専門的な能力を持った機動的な事務体制とするために、業務内容、事務組織、それを支える人事制度について、事務組織等の改善に向けての課題を整理し、「事務改善の指針案（仮称）」を策定する。

5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

234 学長裁量経費や特別配分経費の配分方針について、さらに経営的視点に立った見直しを行うとともに、研究資金を配分したプロジェクトについて、進捗状況及び成果の検証・評価を行う。

235 大学で定めた資金運用方法による安全で有利な資金運用を継続実施すると

ともに、金融商品の比較調査を行い、運用益の増加に努める。また、教育・研究の活性化を図るため、全学的な財源として活用する。

236 教育を主業務とする「教育研究組織」と研究を主業務とする「プロジェクト研究組織」に分離する教員組織再編方針に基づき、企画・総務担当理事，教育・学生担当理事，学術研究・情報担当理事及び財務・施設担当理事等の関係役員によるワーキングを立上げ，大学が推進する重点プロジェクト研究への具体的支援についての具体的方策を作成する。

6) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

237 専門家の登用が必要とされる部署・専門分野等について引き続き検証し，外部有識者の登用を推進する。

7) 内部監査機能の充実にに関する具体的方策

238 法人監査室は，監査業務を機能的かつ効果的に展開し，監査結果が業務の改善・効率化など，大学運営に活用されるよう推し進める。

8) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

239 引き続き，中国・四国地区国立大学法人等総務部課長会議及び労務管理連絡会に関係者を出席させ，共通の課題について意見交換し，情報の共有化を図る。

240 国立大学法人等職員採用試験及び各種研修を中国・四国地区の大学法人と共同して実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

241 平成18年4月に設置された「教育・学生支援機構教育戦略チーム」において，メンバーの増員及び会議の月例化を行い，学部横断型新教養教育プログラムの提案，大学院教育に関する取り組み強化及び短期達成課題と中期達成課題に分けた上での確実な成案化等について検討し，チーム運営の充実に図るとともに本学の教育改革・学生支援の充実に図る。

2) 教育研究組織の見直しの方向性に関する具体的方策

242 教育を主業務とする「教育研究組織」と研究を主業務とする「プロジェクト研究組織」に分離する教員組織再編方針に基づき，企画・総務担当理事，教育・学生担当理事，学術研究担当理事及び財務・施設担当理事などの関係役員によるワーキングを立上げ，教員組織を具体的に編成する。

243 教育学研究科内に従来の修士課程の専攻とは別に，教育現場のニーズに直

接応えうる高度専門職業人養成に特化した組織として、岡山県及び近隣地域における教員養成の中核的大学院としての役割を果たす学校支援機能を有する教職大学院を設置（平成20年度4月開設予定）するための準備を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

244 全教職員の人事評価を本稼働し、給与への反映を行うとともに、評価の精度を高めるための見直しを行う。

2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

245 特別契約職員（常勤）の他に、特別契約職員（特任）の制度を設け、従来の特別契約職員の条件に幅を持たせ様々な需要に対応できる制度に改正し、優秀な人材の確保を図る。

併せて、契約職員就業規則を改正し、契約職員にも、大学が必要とする範囲で教授会等の大学運営に加わることを認める。

3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

246 引き続き、公募を原則とした研究者採用を進め、本学HP上でも公募情報を公開し広く有能な研究者獲得を推進する。

また、従来の任期制に加え、再審査制を含めた任期制の導入について検討する。

247 任期制拡充の方針から、教員人事の流動性・多様性を高める課題を重点に、特別契約職員（常勤）の他に、新たに特別契約職員（特任）の制度を設ける。

4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

248 外国人・女性からの応募の機会を増やすことによりこれらの者の採用を増やすため、引き続き教員公募情報公表のために立ち上げた本学HPのウェブページの活用を促進する。

249 鹿田地区の保育施設の充実を図るため、「院内保育所なかよし園の運営を考えるWG」において、引き続き、同施設の構成員や運営方法について検討し改善を図る。

また、津島地区については、学童保育施設の必要性について検討するとともに、次世代育成行動計画を策定し実施に向けて努力する。

5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

250 専門性を重視した職種に対しては、選考採用による採用を推進する。

251 従来の人事交流機関と引き続き交流を行うとともに、産学官連携の一層の

推進を図るため、中国経済産業局との人事交流を実施する。

また、職員の能力向上のため、事務・技術系職員研修、民間派遣研修、マネジメント力養成研修などを継続して実施し、新たに私立大学派遣研修を実施しアドミニストレータの養成を図るとともに、事務職員の大学院入学派遣制度についても検討する。

6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

252 稼働開始した新人事・給与システムを安定稼働させるとともに、人件費管理システムの検討を実施する。

また、人事評価、意向調書の電子化に伴う人事管理データベースを構築し、人事異動、昇給、昇格等人事管理への活用を図る。

7) 人件費の削減に関する具体的方策

253 平成18年度に策定した平成21年度までの削減計画に基づき、教員及び事務系一般職員それぞれ人件費を削減する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1) 事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策

254 事務処理の効率化・合理化を推進するため、業務内容、事務組織、それを支える人事制度について一体的な見直しを図るとともに、事務処理能力の強化や専門性の向上のため、民間派遣研修・セミナー等を継続して実施する。

255 業務情報や事務業務の電子化推進、事務業務及び医療関連業務のアウトソーシングの推進等により、引き続き諸業務の迅速化、効率化を図る。

256 SPD業務（医療材料管理）について、稼働後の評価システムを構築し、評価・検討を進める。

2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

257 国立大学法人間共同業務として実施した国立大学法人7大学間での財務マネジメント調査研究の成果を活かし旅費業務における効率化・合理化を推進する。

3) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

258 業務内容、事務組織、それを支える人事制度について一体的な見直しを図ることにより、組織機能の効率化と合理化を推進する。

259 大学としての新たな需要やプロジェクト、特定セクションの強化の人員配置を検討する。

260 業務内容、事務組織、それを支える人事制度について一体的な見直しを図

ることにより、総合的・機動的かつ柔軟な事務組織体制の確立を目指す。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1) 科学研究費補助金等の外部資金増加に関する具体的方策

261 研究推進・産学官連携機構は、外部資金の獲得に関する方策を確立し、平成18年度実績を上回る獲得を目指す。

2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

262 保険請求業務と監査業務を分離し、診療報酬監査室の充実を検討するとともに、医事業務（保険請求業務）の検証と評価を行う。

263 患者中心の地域医療連携を目指した退院調整のあり方を検討し、システム化することにより平均在院日数の短縮を図る。

264 教育開発センターを中心に、引き続き、資格取得支援や生涯学習のための各種講座などを提供し、また、地方公共団体等及び県内の大学と連携して、多様な公開講座を実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策

265 全学的（各理事間の連携）な検討組織を整備し、人件費削減方策及び事務改善の検討を踏まえた経費節減の取組みを行う。

2) 非常勤講師手当等の抑制に関する具体的方策

266 教育開発センターに設置される教養教育管理委員会を中心に学科目部会、部局との連携において、責任ある授業実施を展開するなかで、必要な非常勤講師を確保するとともに、人件費抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

267 大学が保有する資産のうち貸付対象資産（土地、建物）については、引き続き、大学の業務目的に支障を及ぼさない範囲内で積極的に貸付けを行い、効率的かつ効果的な資産運用を行う。

2) 施設設備の有効利用に関する具体的方策

268 施設企画部は、キャンパスマネジメント委員会と連携し、教育研究活動のための施設確保・有効活用について、18年度の分析を基に、全学の既存施設使用実態調査を分析し、報告書の取りまとめ、施設の有効活用を引き続き図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

269 平成19年度に大学評価・学位授与機構が実施する機関別認証評価を受審する。

270 データ管理プロジェクトが設置したデータ項目策定ワーキングで、学内の既存データベース項目を活用し、認証評価、法人評価、大学評価・学位授与機構の大学情報データベースなどの評価情報等の体系的な収集管理を行うための、岡山大学情報データベース（仮称）構築に向けてのデータ項目の洗い出しを行う。

271 評価センターは、年度計画実施状況の定期的検証を実施することにより自己点検・評価の充実を図る。

272 平成19年度から実施される教員人事評価と、平成16年度に開始した教員の個人評価での評価方法等に関して、その課題等を整理し、発展的に融合させた教員活動評価制度の構築を検討する。

2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

273 機関別認証評価の受審にあたり自己点検した結果、明らかとなった改善を要する点について、全学あるいは部局等へ改善に向けた取組を促す方策を検討する。

274 国立大学法人評価委員会による平成18年度の業務実績評価結果を踏まえ、必要に応じて業務改善に取り組む。

275 制度化された職員人事評価、教員の個人評価、年度計画検証・報告システム等の実績を踏まえて、全学評価指針を検討する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

276 留学生や海外からの研究者などが利用しやすいウェブサイトとなるよう、外国語版のリニューアルについて検討する。

277 広報誌「いちよう並木」について、平成18年度に実施した読者アンケート調査の結果を検証し、読者ニーズに応えた、より愛される広報誌作りを検討する。

278 報道機関に対して、毎月定期的に記者発表を行うなど本学の研究成果、教育内容等種々の情報を学内外に積極的に引き続き提供する。

279 平成18年度に引き続き、国立情報学研究所の最先端学術情報基盤構築推進委託事業に応募し、本学で生産される研究成果等の収集・発信体制（岡山大学学術成果リポジトリ）を軌道に乗せ、ウェブサイトを通じて国内外に情報を提供する。特に、海外の著名な出版社のデータベースに本学学術論文の検索用データを自動転送できるようにし、情報発信能力の充実を図る。

280 岡山大学出版会(仮称)を設立し、本学の教育・研究の成果を広く社会に発信する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1) 施設等の整備に関する具体的方策

281 本学の教育研究環境創造プランとして、施設整備に係る「魅力あるキャンパス構築のための基本計画」三朝団地素案の企画・立案を、三朝医療センター将来構想委員会の答申の方向性を踏まえ継続して行う。

282 全団地の主として耐震性能の劣る建物について、耐震改修計画に基づき整備を図る。平成19年度は、病棟Ⅱ期工事、附属小学校改築、総合研究棟（医学系）改築、総合研究棟改修（工学系）、及び看護師宿舎等の耐震改修、（医病）基幹整備などの整備を行う。

2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

283 施設の現状を把握するための施設パトロールを継続的に実施し、必要に応じ維持管理計画を見直し、修繕・維持に努める。

また、キャンパスマネジメント委員会と連携し、教育研究活動のための施設確保・有効活用について、18年度の分析を基に、全学の既存施設使用実態調査を分析し、報告書の取りまとめ、施設の有効活用を引き続き図る。

284 学生サービスの視点に立って大学の教育環境に相応しいキャンパスを整備するため、学生のニーズを考慮した、施設等及び屋外キャンパス環境の整備計画を見直し、順次整備を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

285 保健環境センターは、引き続き、労働安全衛生法等を踏まえた安全衛生管理体制のもと、安全衛生管理を実施する。

286 保健環境センターは、環境問題に適切に対応するため、「岡山大学環境方針」に係る諸活動を中心に、大学として自主的に取り組むべき省資源対策、廃棄物や化学物質等の管理についての活動を行う。

287 保健環境センターは、引き続き、安全管理に対する職員の理解・意識を向上させるための安全教育を実施し、実施結果の検証を行う。

288 附属学校及び附属病院の安全管理マニュアルを再点検・整備する。

289 保健環境センターは、引き続き、職場環境を巡視し、問題がある個所についての抽出及び改善策等の検討を行う。

2) 学生等の安全確保等に関する具体的方策

290 保健環境センターは、引き続き、学生、教職員に対して、環境安全に関する啓発活動を実施する。

291 保健環境センターは、入学時に学生を対象に事故防止等安全に関するパンフレットを配布する。また実験、実習を行う学生に対して、引き続き、必要に応じて学部、学科等に出向き環境安全教育を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

50億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

（附属病院）

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学の敷地及び当該借入れにより取得する建物を担保に供する。

Ⅷ 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善・効率化並びに高度先進医療等の充実に必要な経費に充当する。

Ⅸ その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
	総額	
・(医病) 病棟Ⅱ期	8,500	施設整備費補助金 (2,998)
・(医病) 基幹・環境整備		船舶建造費補助金 (0)
・病院特別医療機械整備費		長期借入金 (5,420)
・(医病) 支障建物撤去等		国立大学財務・経営センター
・(医病) 看護師宿舍改修		施設費交付金 (82)
・(鹿田) 総合研究棟(医学系)		
・(津島) 耐震対策事業		
・(東山) 耐震対策事業		
・小規模改修		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

1) 方針

本学の人的資源をより有効に活かし、教育研究をはじめ全ての分野において質の向上と個性化を推進し、国際競争力のある大学づくりを実現していくためには、学部、大学院を含めた教育研究組織を大学としてどのように編成していくかが重要である。このため、大学全体として教職員配置数を一元的に管理することとし、全学的方針により組織編成し、人員配置を行うこととする。

2) 人員に係る指標

平成18年度当初より毎年10名程度減ずることに努める。

また、新たな社会的要請や教育研究の質的向上のため必要な人員を確保する。

3) その他人材の確保、人材の養成などについての計画

- ① 教員については、広く公募することを原則とし、また、任期制の推進を検討する。
- ② 人事評価制度を導入し、職員の意識高揚と組織の活性化を図るとともに、すでに導入している教員の個人評価の活用を検討する。
- ③ 事務系、技術系及び図書系の職員については、国立大学法人等職員採用試験の合格者から採用し、国及び人事院等が行う研修へも可能な限り参加させ、さらに、国や他の国立大学法人等とも積極的に人事交流を行うなどにより、職員の資質の向上を図る。
- ④ ①及び③以外の職員についても、広く公募することを原則とし、国等が行う研修へ可能な限り参加させ、他の国立大学法人等とも積極的に人事交流を行うなどにより、職員の資質の向上を図る。

(参考1) 平成 19 年度の常勤職員数 2,429 人
また、任期付職員数の見込みを 185 人とする。

(参考2) 平成 19 年度の人件費総額見込み 25,504 百万円

(別紙)

- 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(別表)

- 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別表) 学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数

文学部	人文学科	700人
教育学部	学校教育教員養成課程	840人
	養護教諭養成課程	120人
	総合教育課程	160人
	(うち教員養成に係る分野960人)	
法学部	法学科	
	昼間コース	820人
	夜間主コース	80人
	第二部	60人
経済学部	経済学科	
	昼間コース	820人
	夜間主コース	160人
	第二部	60人
理学部	数学科	80人
	物理学科	140人
	化学科	120人
	生物学科	120人
	地球科学科	100人
	第3年次編入	40人
医学部	医学科	570人
	第3年次編入	20人
	保健学科	640人
	第3年次編入	40人
	(うち医師養成に係る分野590人)	
歯学部	歯学科	330人
	第3年次編入	20人
	(うち歯科医師養成に係る分野350人)	
薬学部	薬学科	80人
	創薬科学科	80人
	総合薬学科	160人
工学部	機械工学科	320人
	物質応用化学科	240人
	電気電子工学科	240人
	情報工学科	240人
	生物機能工学科	320人
	システム工学科	320人
	通信ネットワーク工学科	160人
	第3年次編入	60人

環境理工学部	環境数理学科	80人
	環境デザイン工学科	200人
	環境管理工学科	160人
	環境物質工学科	160人
農学部	総合農業科学科	480人
<hr/>		
社会文化科学研究科	博士後期課程	社会文化化学専攻 36人
	博士前期課程	社会文化基礎学専攻 54人 比較社会文化学専攻 80人 公共政策科学専攻 38人 組織経営専攻 28人
自然科学研究科	博士後期課程	先端基礎科学専攻 41人 産業創成工学専攻 69人 機能分子化学専攻 69人 バイオサイエンス専攻 84人 地球物質科学専攻 4人
	博士前期課程	数理物理学専攻 72人 分子科学専攻 46人 生物学専攻 40人 地球科学専攻 40人 機械システム工学専攻 166人 電子情報システム工学専攻 152人 物質生命工学専攻 134人 生物資源科学専攻 84人 生物圏システム科学専攻 52人
医歯薬学総合研究科(博士課程)	生体制御科学専攻 160人 病態制御科学専攻 144人 機能再生・再建科学専攻 120人 社会環境生命科学専攻 88人	
医歯薬学総合研究科(修士課程)	医歯科学専攻 40人	
医歯薬学総合研究科	博士後期課程	創薬生命科学専攻 48人
	博士前期課程	創薬生命科学専攻 130人
保健学研究科	博士後期課程	保健学専攻 30人
	博士前期課程	保健学専攻 52人

環境学研究科		
博士後期課程	社会基盤環境学専攻	18人
	生命環境学専攻	15人
	資源循環学専攻	33人
博士前期課程	社会基盤環境学専攻	60人
	生命環境学専攻	52人
	資源循環学専攻	100人
教育学研究科	学校教育専攻	20人
	障害児教育専攻	6人
	国語教育専攻	8人
	社会科教育専攻	16人
	数学教育専攻	8人
	理科教育専攻	20人
	音楽教育専攻	10人
	美術教育専攻	10人
	保健体育専攻	10人
	技術教育専攻	6人
	家政教育専攻	6人
	英語教育専攻	10人
	養護教育専攻	6人
	学校教育臨床専攻	18人
	カリキュラム開発専攻	14人
	教育組織マネジメント専攻	12人
法務研究科	法務専攻	180人 (うち法曹養成課程 180人)
特別支援教育特別専攻科		15人
別科	養護教諭特別別科	40人
附属小学校	880人 学級数 22	
附属中学校	600人 学級数 15	
附属特別支援学校	60人 学級数 9	
附属幼稚園	160人 学級数 5	

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	19,654
施設整備費補助金	2,998
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	128
国立大学財務・経営センター施設費交付金	82
自己収入	28,917
授業料及入学金検定料収入	7,974
附属病院収入	20,557
財産処分収入	0
雑収入	386
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	4,525
長期借入金収入	5,420
貸付回収金	0
承継剰余金	107
目的積立金取崩	355
計	62,186
支出	
業務費	45,086
教育研究経費	23,367
診療経費	21,719
一般管理費	1,543
施設整備費	8,500
船舶建造費	0
補助金等	128
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	4,525
貸付金	0
長期借入金償還金	2,404
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	62,186

[人件費の見積り]

平成19年度中総額25,504百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額20,771百万円)

『「運営費交付金」のうち、平成19年度当初予算額19,476百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額178百万円』

『「施設整備費補助金」のうち、平成19年度当初予算額900百万円、前年度よりの繰越額2,098百万円』

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	54,075
経常費用	54,075
業務費	49,398
教育研究経費	5,780
診療経費	12,303
受託研究費等	2,356
役員人件費	380
教員人件費	17,743
職員人件費	10,836
一般管理費	1,774
財務費用	585
雑損	0
減価償却費	2,318
臨時損失	0
収入の部	54,489
経常収益	54,489
運営費交付金	19,201
授業料収益	7,306
入学金収益	1,036
検定料収益	192
附属病院収益	20,557
受託研究等収益	2,406
施設費収益	154
補助金等収益	115
寄付金収益	1,507
財務収益	29
雑益	1,001
資産見返運営費交付金等戻入	232
資産見返補助金等戻入	7
資産見返寄付金戻入	296
資産見返物品受贈額戻入	450
臨時利益	0
純利益	414
目的積立金取崩益	206
総利益	620

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	68,986
業務活動による支出	50,041
投資活動による支出	9,502
財務活動による支出	2,555
翌年度への繰越金	6,888
資金収入	68,986
業務活動による収入	52,915
運営費交付金による収入	19,476
授業料及入学金検定料による収入	7,974
附属病院収入	20,557
受託研究等収入	3,011
補助金等収入	128
寄付金収入	1,514
その他の収入	255
投資活動による収入	3,109
施設費による収入	3,080
その他の収入	29
財務活動による収入	5,420
前年度よりの繰越金	7,542